（郵便物認可）　（本號六頁）　（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

第千四百十四號　土曜日（丙辰）

明治十九年十月廿三日
舊丙戌九月廿六日

日出午後五時十四分　日入午後六時十五分
月出午後一時十五分　月入午前零時四十五分
滿潮午前零時二十八分　滿潮午後一時十九分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢〇一箇月前金六錢
一箇年前金六圓〇一箇月前金壹圓五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノニ限リ本文定價ノ外三箇月分六錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

	一行	一行ニ付	一行ニ付	一行ニ付	一行ニ付
	廿四字詰	三日以上	七日以上	十六日以上	三十一行以上
自一行	一日限	十五日迄	十五日迄	一箇月迄	一箇月迄
至十行	壹錢	壹錢	七錢	二錢	六錢八厘
自十一行	七錢	六錢	六錢	三厘	五錢九厘
至三十行	六錢五厘	五錢八厘	五錢八厘	五錢八厘	五錢八厘
三十一行以上	五錢	五錢	五錢	五錢	五錢

時事新報

共同相場會所設立の噂あり

近來東京市中の談を聞くに東京株式取引所と米商會所とは兩所共に正に危急存亡の秋なりと云ふ其次第は今度東京に共同相場會所なるものを設けて米麥其外の穀物、油、綿、撞、肥料等の賣買を始として諸公債證書諸株式の取引をも同所にて取扱ひ云はゞ從前の米商會所と株式取引所とを兼帶にして更に手廣き仕掛なるが故にいよ〳〵此相場會所が設立と定まる上は從前のものは固より廢滅に歸せ可きこと論を俟たず其邊に利害の緣ある商人社會に於て百說の喧ましきも謂れなしに非ざるなり扨今度の共同相場會所創立の方法如何を尋ぬるに尙ほ未ざ確定はせざれども大凡の目論見に先づ會所附屬の仲買三四百名を撰定して一名より金一千圓を出さしめ總高三四十萬圓とある其金を以て市中便利の地に洪大なる會所を建築し三百の仲買は其屬國に住居する者とす、又仲買より身元金として各一萬圓づゝの出金を命じて其高三四百萬圓これを會所に預る（此身元金は或い公債證書又は信用厚き銀行の株券等にても相濟むものとならんと云ふ）斯の如くして建築も成り仲買の人數も定まり其身元も保證も確ある上は會所にて取引の法は精々誠實と旨として一萬圓も身元金を出したる仲買人が責任と負擔するが故に會所も餘程鄭重あるものとなりて自然に取引も盤大と致し又隨て會所の利益も多からん可ければ其利益の中より役員の給料諸雜費を拂ひ殘りの純益を仲買に配當するの法なる可しと云ふ左ればこの共同相場會所は從前の株式取引所又は米商會所の如く所の株式あるものはなくして仲買の名義即ち株式の表にして其人員三百人を限れば三百株、四百人あれば四百株にして其元價は一千圓ありと知る可し（別に身元金一萬圓を出したるとも是れは純然たる擔保金なるが故に仲買株の代價とは云ふ可らず）

扨共同相場の新會所が今將さに起らんとして從前の株式取引所幷に米商會所の處分は如何す可きや商賣社會の耳目の集る所なる株式取引所の資本金は二十萬圓これを二千株に分ち一株の原價百圓として今日の賣買は四五百圓の間に在り米商會所の資本金は千壹圓にして之れも其一株の原價は百圓なれども賣買の價は三四百圓の間を上下せり今法律上より考れば右兩所共其營業に五箇年の期限あるが故に其期限に至り政府の命を以て解散の通りに之を解散せしむるときは株主等は唯その株式の呼價百圓ばかりの金を拵手するのみにて向後の利益は第二に起りくる新會所の仲買に讓り株主等は非常の損害を被ることあらん方今株式取引所には七八萬圓の積金ありて米商會所には殆んど是なきとのまとゝ

時事報報

○勅令

朕火藥取締規則中改正削除ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九年十月二十日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
内務大臣伯爵山縣有朋
陸軍大臣伯爵大山巖
海軍大臣伯爵大山巖

勅令第六十七號

明治十七年（十二月）第三十一號布告火藥取締規則中左ノ通改正削除ス

第一條　火藥類ヲ賣受ントスル時銃砲若クハ畑火製造ノ免許ヲ得タル者ハ其免狀ヲ營業者ニ示シ銃砲用ノ爲メニスル者ハ警察署ニ渡シ陸海軍軍人ノ射的用ニ供スル者ハ其省ノ許可證ヲ受ケ之ヲ營業者ニ渡シ坑業土工其他職業用ニ供スル者ハ其旨趣及種類數量幷使用ノ場所ヲ記シ所轄警察署ノ許可證ヲ受ケ之ヲ營業者ニ渡スコトヲ得ス但シ一回ニ左ノ數量ヲ超ルコトヲ許サス

銃用　火藥　三百目　雷管　五百箇
船舶試備銃砲用　大砲一門　伺　火藥　五十發分
導火管類　七十箇　小銃一挺ニ付　火藥　百發分
雷管　百五十箇
畑火製造用ノ藥　五貫目
坑業土工其他職業用　火藥　二百貫目　劇發火藥　三十貫目

坑業土工用ノ爲メ特ニ多量ノ火藥類ヲ要スル者ハ其旨趣數量幷使用ノ場所等ヲ詳記シタル書面ヲ以テ內務大臣ノ特許ヲ受ク可シ此場合ニ於テハ直ニ陸軍海軍兩省ニ通リ火藥類ノ拂下ヲ受クルコトヲ得○第二十條　坑業土工其他職業用ニ供スル火藥類ノ爲メ其事業中假貯藏所ヲ設ケントスル者ハ第十七條ニ揭ケタル距離ヲ二倍シ第十五條ニ據リ管轄廳（東京府ハ警視廳）ニ願出許可ス但第十條制限以上ノ火藥類ヲ貯藏セントスル者ニ對シテハ管轄廳ニ於テ特ニ其距離ヲ指定スルコトアル可シ○第十八條中又ハ第二十條ノ制限ヲ超テ貯藏シノ十五字ヲ削除ス

○菊令

朕火藥取締規則中改正削除ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治十九年十月二十日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
内務大臣伯爵山縣有朋
陸軍大臣伯爵大山巖
海軍大臣伯爵大山巖

勅令第六十七號

明治十七年（十二月）第三十一號布告火藥取締規則中左ノ通改正削除ス

第一條　火藥類ヲ賣受ントスル時銃砲若クハ畑火製造ノ免許ヲ得タル者ハ其免狀ヲ營業者ニ示シ銃砲用ノ爲メニスル者ハ警察署ニ渡シ陸海軍軍人ノ射的用ニ供スル者ハ其省ノ許可證ヲ受ケ之ヲ營業者ニ渡シ坑業土工其他職業用ニ供スル者ハ其旨趣及種類數量幷使用ノ場所ヲ記シ所轄警察署ノ許可證ヲ受ケ之ヲ營業者ニ渡スコトヲ得ス但シ一回ニ左ノ數量ヲ超ルコトヲ許サス

銃用　火藥　三百目　雷管　五百箇
船舶試備銃砲用　大砲一門　伺　火藥　五十發分
導火管類　七十箇　小銃一挺ニ付　火藥　百發分
雷管　百五十箇
畑火製造用ノ藥　五貫目
坑業土工其他職業用　火藥　二百貫目　劇發火藥　三十貫目

坑業土工用ノ爲メ特ニ多量ノ火藥類ヲ要スル者ハ其旨趣數量幷使用ノ場所等ヲ詳記シタル書面ヲ以テ內務大臣ノ特許ヲ受ク可シ此場合ニ於テハ直ニ陸軍海軍兩省ニ通リ火藥類ノ拂下ヲ受クルコトヲ得○第二十條　坑業土工其他職業用ニ供スル火藥類ノ爲メ其事業中假貯藏所ヲ設ケントスル者ハ第十七條ニ揭ケタル距離ヲ二倍シ第十五條ニ據リ管轄廳（東京府ハ警視廳）ニ願出許可ス但第十條制限以上ノ火藥類ヲ貯藏セントスル者ニ對シテハ管轄廳ニ於テ特ニ其距離ヲ指定スルコトアル可シ○第十八條中又ハ第二十條ノ制限ヲ超テ

貯藏シノ十五字ヲ削除ス

○水産政務取調

一種類の魚は頗るして一種類の數拙なり我北海道は寶の多類なるとも他州に掛けては種々甚ざ少きものゝ如し富むい世界中比る政務の總て不行産事業は恭靡して下歐洲巡廻中なる務と取調べ居る趣改正と加へ水産事云ふ

○英國外交官の策

く英國が朝鮮の巨一向與り知らざる一に因て露國の侵略支那をまて此決心外交官れ策なるべ露清兩國間れ現情で阿富汗、十耳其帶の地い露國と直東方と畺先ば朝鮮るべし若し果して帝都間近に勁敵れ有事より觀察すべしとも思はれぬヤヤれ遽よ至つてれば露清兩國間此地方の境界論なこスーリーれ地いい處なれども地に近く行軍の所本國よ遠くして所那人は農夫商人の も露人は少數なる朝機會と得は平生ミヤ戰爭の露國く東方に於て威ン數百里にまで侵入一に希望するものの根據と爲さんとの應援も自由なるとの應援も自由なるが是又帝のあらん左きど為る由あるが是又帝

○大坂コレラの罹本年五月一日よりゲコレラの爲めに直接に損害の金三百九十四圓九十七錢四厘酒劇並に諸雜錢俳優並に諸雜錢にて合計四十一萬三百三十六圓四錢魚鹽節商三萬千三百八九百八十三圓酒五十錢昆布商一萬二千五百圓乾物六圓五厘藝娼妓一百三十五圓酒屋一萬二千九百